

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月7日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

栄区上郷地区水路緊急河川水路工事
伐採工、障害物撤去工、大型土のう設置工 68袋

2 履行場所

栄区上郷町1289-4地先

3 契約日

令和7年9月16日

4 履行日又は履行期間

令和7年10月31日まで

5 契約金額

概算額 15,000,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社坂田組 代表取締役 坂田 和弥
住 所 横浜市港南区港南台8-14-21

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

護岸の崩壊により流路閉塞および隣接する民地への影響がおよぶ危険性があるため。

8 契約の相手方の選定理由

現場近くで河川改修工事を施工中であったため

9 所管課

下水道河川局河川流域管理課